

運 営 規 定 (別 表)

第10条 (利用料金表)

| | | | |
|--------------------------|----|---|----------------------------|
| (従来の国基準サービス) 現行相当サービス | | | 円 / 月 (単位数) |
| | | 週1日利用 利用料金/総単位 | 15,900円 / 1月につき (1,439単位) |
| | | 週2日利用 利用料金/総単位 | 31,768円 / 1月につき (2,875単位) |
| | | 週2日を越える利用 | 50,410円 / 1月につき (4,562単位) |
| | 加算 | 初回加算 | 加算額 2,707円 / 1月につき (245単位) |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ※2 | | <u>上記料金は、介護職員処遇改善加算を含みます。</u> (単位数の1000分の224に相当するもの) | |
| | | | 利用者負担額は、上記費用の1割～3割相当額です。※3 |

| | | | | |
|----------------------|----|------------------|--|--|
| (第一号訪問事業) 市基準サービス | | | 円 / 月 (単位数) | |
| | | 週1日利用 利用料金/総単位 | 15,105円 / 1月につき (1,367単位) | |
| | | 週2日利用 利用料金/総単位 | 30,177円 / 1月につき (2,731単位) | |
| | 加算 | 初回加算 | 加算額 2,707円 / 1月につき (245単位) | |
| | | 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ※2 | <u>上記料金は、介護職員等処遇改善加算を含みます。</u> (単位数の1000分の224に相当するもの) | |
| | | | 利用者負担額は、上記費用の1割～3割相当額です。※3 | |

※1 初回加算とは、サービス利用開始の月に一度だけ算定される加算です。

※2 介護職員等処遇改善加算とは、介護職員等の事業所内職員の処遇改善のために用いられる加算です。

※3 利用者負担額は、所得等に応じて1割負担～3割負担に定められています。被介護保険者証に記載されています。

● 上記利用料金は、総単位数に小金井市の地域区分3級地単価 11.05 を乗じたものです。